彦根市役所の組織が一部変わります

市 人事課

10月1日から上水道事業部門と下水道事業部門が、彦根市民会館内に事務所を統合します。統合に伴い、業務の効率化とお客様サービスの向上を図るため次のように上下水道部の組織の一部を変更します。

課の再編

現在の下水道管理課と上水道業務課を廃止し、それぞれの管理業務と窓口業務を統合し、新たに上下水道総務課と上下水道業務課に再編します。

なお、下水道建設課と上水道工務課は変更ありません。

電話番号は従来どおりですが、下水道事業に関することは☎22-5458番、上水道事業に関することは☎22-2722にお願いします。

組織改編に関する問い合わせ先

市人事課☎30-6106番、FAX22-1398番

指定道路図が窓口で閲覧できます

市建築指導課

建築基準法第42条の規定による道路について、その種類および位置を記載した指定道路図を作成し、窓口で閲覧することが可能になりました。

建築物の建築や土地取引などを予定している場合は、事前に道路種別の確認をお願いします。

問い合わせ先 市建築指導課☎30-6125番、FAX24-8517番

国民年金のお知らせ

彦根年金事務所

ご存じですか 任意加入制度

国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません（強制加入）。しかし、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、納付済み期間が少ないため老齢基礎年金を満額受給できない場合は、60歳から65歳までの間に加入（任意加入）をして保険料を納付することができます。

さらに、65歳まで納付しても老齢基礎年金の受給資格期間を満たさないが、70歳まで納付すれば受給資格期間を満たす場合は、受給資格期間を満たすまで、特例的に加入（任意加入）することができます。

この場合、保険料の納付方法は原則として口座振替にしていただく必要があります。

また、海外に住所のある20歳以上65歳未満の人なども加入（任意加入）をすることができます。

付加年金保険料を納付して年金額を増やすことができます

国民年金には、定額保険料（平成23年度 月額15、020円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来より多くの年金額を受給することができます。（任意）

受給額は、納めた月数に200円かけた金額になります。

ただし、次の点にご注意ください。

①農業者年金加入者は、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納めなければなりません。

②国民年金基金の加入者は、付加保険料を納めることができません。

問い合わせ先 彦根年金事務所国民年金課（外町）☎23-1114番、FAX23-9038番

登録しましょう 銃砲刀剣類

県文化財保護課

美術品、骨とう品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。

登録がされていない銃砲・刀剣類は、他人への譲渡や所持することもできません。必ず登録してください。

登録審査の日程は、次のとおりです。

日時と場所

▼10月6日㈭県文化産業交流会館第2会議室（米原市）

▼平成24年2月16日㈭大津合同庁舎7B会議室

※時間はいずれも午前10時～午後3時です。

登録希望者が持っていくもの

①銃砲刀剣類（現物）②警察署発行の刀剣類発見届出済証 ③審査手数料（1件につき6、300円）または再交付手数料（1件につき3、500円）

問い合わせ先 県教育委員会文化財保護課☎077-528-4672番、FAX077-528-4956番

金亀公園福祉歌謡コンサート

彦根市出身の歌手、島風水（しまふみ）さんのステージ発表です。その他にも赤とんぼさんによるヨシ笛ショーなど、楽しみながら福祉に関心を持っていただけるコンサートです。

日 時 10月13日㈭ 13:30～15:10
場 所 金亀公園野外ステージ
参加料 無料

主催
高木・技研特別共同体☎21-3923、ホームページ: http://www.takagizoen.co.jp

後援
彦根・愛知・犬上介護保険事業者協議会、彦根市、彦根市社会福祉協議会

10月9日㈰～同16日㈰は男女共同参画社会を目指す「パートナーしがの強調週間」です

市人権政策課

普段の生活の中で、「男だから」「女だから」という理由で役割や生き方を決めていることはありませんか？そうした理由で一人ひとりの能力が発揮されないのは家庭でも、地域でも、社会でも、もったいないことではないでしょうか。

私たち一人ひとりが性別に関わりなく、やりたいことができる「男女共同参画社会」の実現は、誰もが自分らしくいきいき暮らすことができる社会につながります。

この週間を機に、性別にかかわりなく多様な生き方が認められ、誰もが輝いて生きられる社会をつくっていくために、自分のできることを見つけ、一歩踏み出してみませんか？

問い合わせ先 市人権政策課☎30-6113番、FAX24-8577番

市民生活に役立つ情報誌を発行します

市役所の庁舎案内や、届出や申請などさまざまな行政手続きの流れ、防災・健康管理・福祉など市民の皆さんの日常生活に欠かせない情報をまとめて掲載した「彦根市暮らしの便利帳」を発行します。

この冊子は、㈱サイネックス（大阪市中央区）と彦根市の共同事業として発行するものです。発行、配布にかかる経費は冊子に掲載する広告収入で賄います。体裁はA4版（「広報ひこね」と同じ大きさ）約150ページです。平成24年2月頃に発行し、全世帯に配布するとともに、今後彦根市に転入する皆さんにも市民課などでお渡ししていく予定です。

問い合わせ先 市情報政策課☎30-6103、FAX22-1398

「滋賀県最低賃金総合相談支援センター」および「湖北最低賃金相談支援コーナー」開設のお知らせ

滋賀労働局

最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主のために、経営面の相談を専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しました。

問い合わせ先

滋賀県最低賃金総合相談支援センター（大津市）☎077-526-3760番、湖北最低賃金相談支援センター（長浜市）☎0749-63-1563番

意見公募手続制度結果のお知らせ

（仮称）彦根市商業振興基本条例（素案）

意見の件数 1件（修正を行わないもの1件）
問い合わせ先 市商工課☎30-6119、FAX24-9676

市民環境フォーラムに参加してみませんか

今年の市民環境フォーラムは「緑のカーテン」をテーマに、家庭や地域、学校などで身近に取り組める緑化活動について皆さんと一緒に考えます。

「緑のカーテン」とは、ゴーヤやヘチマ、アサガオのようなツル性植物で、壁面を覆う自然のカーテンのことです。温暖化防止、節電対策にとどまらず、緑の癒し、地域での会話作りなど、人と人がつながるきっかけを与えてくれます。

彦根市では今年、「緑のカーテンコンテスト」を実施しました。コンテストには、60を超える家庭や事業所から応募をいただきました。フォーラムでは、コンテストの表彰と「緑のカーテン」に関する報告や意見交換などを行います。

今年はうまく育たなかったけれど、来年も再チャレンジ！という人もぜひ参加ください。

日時 10月16日㈰ 午前10時～正午
場所 ひこね燦ぱれす 2階研修室
内容
①緑のカーテンコンテスト表彰、講評
②基調報告「地域で取り組む緑のカーテン」ほか
定員 60人（先着順）
参加費 無料
申込・問い合わせ先 市生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

「緑のカーテンコンテスト」受賞者が決まりました

◆家庭部門
特選 根岸 順子（じゅんこ）さん（日夏町） **入選** 5点
◆店舗・事業所部門
特選 TOTO彦根ショールーム（西沼波町）
入選 1点
◆公共施設部門
特選 城東小学校 **入選** 5点